

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】令和3年2月12日(2021.2.12)

【公開番号】特開2018-131266(P2018-131266A)

【公開日】平成30年8月23日(2018.8.23)

【年通号数】公開・登録公報2018-032

【出願番号】特願2017-147504(P2017-147504)

【国際特許分類】

B 6 5 D 77/20 (2006.01)

B 6 5 D 1/26 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 77/20 G

B 6 5 D 1/26

【手続補正書】

【提出日】令和2年12月23日(2020.12.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

上面を開口した収納部と、

前記収納部の上縁から外側に突出する環状の内フランジ部と、

前記内フランジ部の外側に連設される環状の外フランジ部と、

前記内フランジ部と前記外フランジ部との間に切り離し可能な連結部を介して周方向に並設される複数のスリットと、

を備えた樹脂成形品の容器において、

前記スリットの間隔が前記連結部よりも大きい一対のヒンジ部を前記内フランジ部の角部に沿って配される前記スリットの両端部に設けるとともに、各前記ヒンジ部の両端から前記スリットに交差する方向に延びた切込みから成る延設部を設けたことを特徴とする容器。

【請求項2】

各前記ヒンジ部の両端に対向する前記延設部が略平行に形成され、前記ヒンジ部間の前記スリットと前記延設部との角度が鋭角であることを特徴とする請求項1に記載の容器。

【請求項3】

上面を開口した収納部と、

前記収納部の上縁から外側に突出する環状の内フランジ部と、

前記内フランジ部の外側に連設される環状の外フランジ部と、

前記内フランジ部と前記外フランジ部との間に切り離し可能な連結部を介して周方向に並設される複数のスリットと、

を備えた樹脂成形品の容器において、

前記スリットの間隔が前記連結部よりも大きい一対のヒンジ部を前記内フランジ部の角部に沿って配される前記スリットの両端部に設けるとともに、前記ヒンジ部間の前記スリットの内周側に下方に突出する複数のリブを設けたことを特徴とする容器。

【請求項4】

前記内フランジ部と前記外フランジ部との間に凹部が設けられ、前記凹部内に前記スリットが配されることを特徴とする請求項1～請求項3のいずれかに記載の容器。

【請求項 5】

前記凹部の幅が前記凹部の深さよりも大きいことを特徴とする請求項4に記載の容器。

【請求項 6】

前記外フランジ部の上面が内側を下方に傾斜することを特徴とする請求項1～請求項 5のいずれかに記載の容器。

【請求項 7】

前記内フランジ部の上面が内側を下方に傾斜することを特徴とする請求項1～請求項 6のいずれかに記載の容器。

【請求項 8】

少なくとも一部の前記スリットが波形に形成されることを特徴とする請求項1～請求項 7のいずれかに記載の容器。

【請求項 9】

前記ヒンジ部に対向して波形の前記スリットを設けたことを特徴とする請求項8に記載の容器。

【請求項 10】

前記内フランジ部が曲線状の角部を有した略矩形に形成され、対向する一対の前記角部の一方に沿って前記ヒンジ部を設けるとともに、他方に沿って波形の前記スリットを設けたことを特徴とする請求項9に記載の容器。

【請求項 11】

前記内フランジ部が略矩形に形成され、前記内フランジ部の一対の長辺に沿って配される前記スリットの内周面が内側に凸に湾曲することを特徴とする請求項1～請求項 10のいずれかに記載の容器。

【請求項 12】

請求項1～請求項 11のいずれかに記載の容器と、前記容器を密封する蓋とを備えたことを特徴とする蓋付容器。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 6 1】

図1～3は蓋5～0を容器1～5に熱接着した蓋付容器1～0の内フランジ部2～5及び外フランジ部3～0の側面断面図を示している。蓋5～0を熱接着する際に外フランジ部3～0は弾性によって内フランジ部2～5と同じ高さに配され、内フランジ部2～5の上面2～5b及び外フランジ部3～0の上面3～0bは水平に配される。これにより、外フランジ部3～0は蓋5～0を上方に付勢する。また、外フランジ部3～0は屈曲部3～4とともに回動し、屈曲部3～4が下方に付勢される。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 6 5】

内フランジ部2～5は水平に配され、外フランジ部3～0は断面L字状の屈曲部3～5を介して内フランジ部2～5に連設される。これにより、外フランジ部3～0は内フランジ部2～5よりも上方に配される。屈曲部3～5は内フランジ部2～5と同じ面内に配される水平部分から鈍角を形成するように屈曲して外フランジ部3～0と同じ面内に配される。屈曲部3～5の水平部分にスリット3～2が形成される。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 8 8

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 8 8】

また、対向する延設部 3 2 b、3 2 c が略平行に形成され、一対のヒンジ部 2 2 間のスリット 3 2 と延設部 3 2 cとの角度 を鋭角にした。これにより、延設部 3 2 b、3 2 c が外フランジ部 3 0 の回動軸に平行に近づけられ、延設部 3 2 b、3 2 c をより容易に捻ることができる。